

証券コード 2345  
2022年1月12日

株 主 各 位

東京都港区南青山六丁目7番2号  
株 式 会 社 ク シ ム  
代表取締役社長 中 川 博 貴

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、当日の出席に代えて書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年1月26日（水曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますよう併せてお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の様様をインターネットによりライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「第26回定時株主総会におけるバーチャル株主総会プラットフォームによるインターネットライブ配信のご案内」をご確認ください。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」及び4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月27日（木曜日）午後1時00分（受付開始 午後0時30分）  
(今回開催時刻を変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。)

2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号  
ザ ストリングス表参道 3階「パークアヴェニュー」  
(開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)

3. 目的事項

報 告 事 項

- 1 第26期(自2020年11月1日至2021年10月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第26期(自2020年11月1日至2021年10月31日)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款の一部変更の件  
第2号議案 株式交換契約承認の件  
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト([https://www.kushim.co.jp/ir\\_meeting/](https://www.kushim.co.jp/ir_meeting/))に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト([https://www.kushim.co.jp/ir\\_meeting/](https://www.kushim.co.jp/ir_meeting/))に掲載しております。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ③株主総会参考書類の第2号議案「株式交換契約承認の件」のうち、「(4)チュールリンガムの最終事業年度にかかる計算書類等の内容」

なお、監査等委員会及び会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類及び計算書類の他、上記①及び②についても監査しております。

総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権の行使方法のご案内

## 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年1月27日(木曜日)  
午後1時[受付開始:午後0時30分]

## 当日ご欠席の場合

### 郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年1月26日(水曜日)  
午後6時到着分まで

### インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年1月26日(水曜日)  
午後6時まで

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作などでご不明な点がありましたら、右記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内



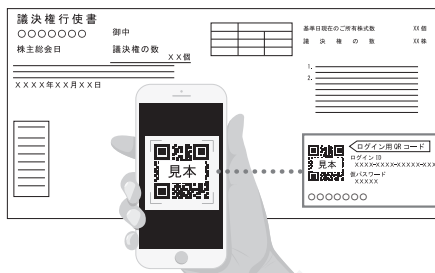
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年1月26日(水曜日)午後6時まで

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。  
スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

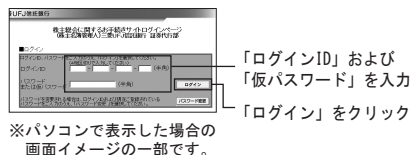
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

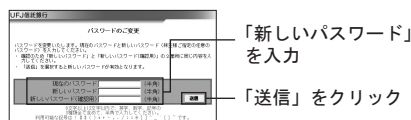
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

3 新しいパスワードを登録してください。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

## ご注意事項

- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(添付書類)

# 事業報告

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の経済が大きく影響を受け、景気及び先行きは非常に厳しい状況が続く結果となりました。4月に入り政府による3度目の緊急事態宣言が発令され、さらに7月には4度目の宣言に至り、経済活動の停滞は著しく、大変厳しい状況となりました。国内における感染拡大は収束の兆しを見せているものの、ヨーロッパ諸国および韓国では第六波による再拡大も報告されており、楽観視できない先行きの不透明感が極めて強い状況となっております。

こうしたマクロ経済動向のなかではありますが、当社グループは中期経営計画(2019年10月期～2022年10月期)における「収益力の大幅向上」に向けて引き続き業態のトランスフォームを推進する方針を掲げております。当連結会計年度においても中期経営計画を羅針盤に事業を推進してまいりました。

当社グループは産業のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進を使命とする一企業集団として、あらゆるサービスのデジタル化が進む時代に備え、引き続き、自らのビジネスモデルを変革し続けております。併せて、前連結会計年度に実施したライト・オフリングによる調達資金を成長原資として、ダイナミックにケイパビリティの拡充を図ることを狙い、M&A及び資本業務提携と積極的な事業投資を進めております。

このような中、Eラーニング事業は他社のLMSからのリプレース案件が数件内定し、他方、営業手法の変更によるターゲット層の母集団の形成など新たな取り組みにも着手をしております。また、9月には株式会社FLOCが運営する「ブロックチェーン大学校」のブロックチェーン技術者育成カリキュラムを全て取得し、当社にて販売を開始しました。これにより当社の高度先端分野、とりわけブロックチェーン領域のEラーニングコンテンツは、国内随一の規模に至りました。アカデミー事業は、前連結会計年度から始まり2期目となりましたが、新型コロナウイルスの影響による業績不振からV字回復を成し遂げ、システムエンジニアリングの稼働率は目標としている96%を上回る結果となり、受託開発においては主にブロックチェーン技術を活用したシステムの開発実現などの成果に至りました。その結果、のれん償却額を含めたセグメント利益は通期で黒字を達成、安定的な収益体質へ回帰することができました。インキュベーション事業は、提携企業との協力のもとNFTマーケットプレイスの開発を引き続き継

続し、先進技術を用いた新たなサービスアプリケーションの提供に向けて活動しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,621百万円（前年比237百万円のマイナス）、EBITDA△39百万円（前年は125百万円）、営業損失134百万円（前年は営業利益34百万円）、経常損失114百万円（前年は経常利益40百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失362百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純利益154百万円）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

当社のセグメント別の製品・サービス分類は次のとおりです。

セグメント	製品・サービス
Eラーニング事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人向け学習管理システム「iStudy LMS」「SLAP」</li> <li>各種研修講座・サービス</li> <li>研修・eラーニングコンテンツ</li> <li>ビデオ収録・映像配信 (2021年6月末にて廃止)</li> </ul>
アカデミー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料職業紹介サービス「iStudy ACADEMY」</li> <li>IT技術者の紹介および派遣事業</li> <li>フリーランスマッチング事業</li> </ul>
インキュベーション事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの受託開発</li> <li>経営および各種コンサルティング事業</li> <li>投融資業</li> </ul>

#### [Eラーニング事業]

クシムの法人向け学習管理システムである「iStudy LMS」及び「SLAP」は、新型コロナウイルスの影響により景況感の不安から、導入延期が続いたことにより売上が減少いたしました。

しかし新型コロナウイルスの蔓延が落ち着いたことにより、eラーニングを改めて導入検討する企業が増加しております。案件獲得に向けて丁寧な取り組みをした結果、受注には至りませんでした。内定を頂いている企業が複数ございます。

今後さらにオンプレミスの大型案件のリプレースニーズ及びリファラル営業手法による中小企業のニーズを積極的に取り込んでまいります。

eラーニングコンテンツは、IT基礎教育、コンプライアンス、IT資格系のコンテンツについては堅調な売上を上げております。2021年夏以降に販売を開始したブロックチェーンや、秘密計算などの先端技術系コンテンツについては、金融系のLMS既存顧客をはじめとする大手企業からのお問合せが多くあり、今後導入を

加速させてまいります。

コンテンツ制作サービスについては、オーダーメイドeラーニングコンテンツの制作案件は堅調に推移しております。今後もお客様の多様なニーズにお応えするべく、引き続き対応してまいります。

イーフロンティアは、同社が保有するメールマガジン会員30万人に向けて、「iStudy LMS」及び「SLAP」を販売展開しております。同社はコンシューマ向け製品を中心にeコマース販売のみならず、法人販売、店頭販売も全国的に展開しており、近年ではこの販売網を活用し、ソフトウェアのみならず、パソコン周辺機器の販売にも注力を行っております。この7月では、新たにソフトウェア3製品の販売を開始しております。iPhoneで間違っって消してしまったデータ等を復旧するソフトウェア「EaseUS i復元」、パソコンの画面表示を録画する「EaseUS画面録画」、古いハードドライブを新しいハードドライブにクローンし、データをそのまま使用することができるソフトウェア「EaseUSディスクコピー」の取扱いを始めております。それぞれ必要な場面ではとても快適に対応ができるソリューションソフトウェアとなっておりますので、お客様に使用場面などのご説明を含めて販売展開を進めております。また、同社は3DCGを製作するソフトウェア「Shade3D」を過去に開発しており、その際に並行して3DCGデータも数多く制作して保有しておりました。今回、保有する3DCG素材データの一部について売却を行っております。

以上の結果、売上高907百万円（前年比30百万円のマイナス）、EBITDA116百万円（前年比114百万円のマイナス）、セグメント利益88百万円（前年比116百万円のマイナス）となりました。

#### [アカデミー事業]

アカデミー事業は、引き続きニーズの高いオープン系を中心としたIT技術者の育成により、顧客システム開発の支援、エンジニア派遣事業を拡充し、また、グループシナジーを活かした高度IT人材の育成も強化してまいりました。その結果、通期において毎月黒字を達成し年間黒字となりました。

クシムソフトにおけるSES事業は、目標稼働率96%を掲げて年間活動した中で、結果として平均96.44%となり目標を上回りました。業界全体として新型コロナウイルスの影響によるプロジェクト凍結等が続く中でも、グループシナジーを活かし新しいマーケット開拓を続けた結果、上位スキル案件へのエンジニア参画が実現し、同時にエンジニアの市場価値の底上げに繋がる好循環が続きました。さらなる好循環として、市場価値の上がったエンジニアによって次案件へのリードタイムの短縮化も加速し部門黒字となりました。

受託開発も同様にグループシナジーを活かした案件獲得の中でも先端分野（AIやブロックチェーンを活用したシステム）に対する画面等の開発実現と、昨年度

より取り組みを強化してきた会計パッケージのカスタマイズ案件の開発が遅滞なく納品完了しました。さらに過去の受託開発にて納めたシステムのバージョンアップ対応や新規受託開発案件の獲得等、順調に案件レコードが積み重なった結果、部門黒字となりました。受託開発においては、今後も拡大傾向は続きます。

ケア・ダイナミクスでは、介護事業者向けASPサービスを中心に、介護業界にIT技術を導入することで成長をしてきました。ASPサービスの「Care Online」は、介護現場における初の国保請求等の業務負荷軽減が出来るサービスであるため、2006年にサービスを開始以来、多くのユーザーにご利用いただいております。また、保守運営（一次受け）をクシムソフト島根事業所開発センターに移管したことで、一部外注していたメンテナンス業務を自社内で完結できるようになるなど、さらなる経営効率の改善を図りました。今後は「Care Online」のLIFE（※）対応、新たなブラウザ対応（Chrome、Edge、Safari）、他システムとの連携ならびにオプション機能開発など、システム開発に注力し、さらなる機能向上を図ってまいります。

以上の結果、売上高667百万円（前年比23百万円のマイナス）、EBITDA65百万円（前年比51百万円のプラス）、セグメント利益6百万円（前年はセグメント損失47百万円）となりました。

なお、クシムソフト及びケア・ダイナミクスの株式取得に伴うのれん償却額55百万円は当セグメント利益に含めております。

※ 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）の略称。2021年度（令和3年度）介護報酬改定において、エビデンスに基づく科学的に裏付けられた介護の実現のため、LIFEが本格稼働されました。

#### [インキュベーション事業]

インキュベーション事業においては、高い技術を有する法人との提携関係を継続しております。先端IT領域のラーニングコンテンツ制作や講師となる人材を要する有望なスタートアップのStake Technologies株式会社との業務提携、同領域にてユニークな事業モデルの構築にチャレンジしているチューリング株式会社との資本業務提携に加え、電子署名プラットフォームSecurityHub（経産省補助事業に採用）、ブロックチェーンプラットフォームBBC-1などを開発し社会貢献にも取り組む株式会社ゼタントとの業務提携における事業推進を引き続き進めております。

第4四半期連結会計期間においては、2022年2月頃のローンチを計画しているNFTマーケットプレイスの開発に引き続き着手をしております。アート・サブカルチャー・IP（知的財産）などを含む日本の文化をNFT（※）化し、ユーザー間



で売買できるフロントエンドアプリケーションの開発を目指します。本アプリケーションはユーザーによるNFTの売買プラットフォーム機能に加え、ユーザー間の投げ銭機能も実装の上で納品する予定です。

インキュベーション事業は、これまで株主様向け議決権行使プラットフォーム、暗号資産のレンディングサービスアプリケーション、暗号資産を対象にしたAPI連携による自動トレーディングシステムなどの開発実績があります。引き続き、提携企業各社の先進性やノウハウを活用し、先端技術を応用するシステム開発請負の獲得をすることで確かな実績につなげていく所存です。暗号資産投融資事業につきましては、行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権の行使による調達資金を充当し、2021年11月より本格的な運用を開始しております。コロナ禍の影響につきましては、マクロ経済全体の減退による影響を受ける可能性があり、今後も事業への影響を注視し、早期の対策を講じてまいります。かつ、案件の採算性を見極め、利益率の高いプロジェクトに経営資源の投下を図っていく次第です。

以上の結果、売上高83百万円（前年比176百万円のマイナス）、EBITDA17百万円（前年比44百万円のマイナス）、セグメント利益10百万円（前年比46百万円のマイナス）となりました。

なお、クシムインサイトの株式取得に伴うのれん償却額6百万円は当セグメント利益に含めております。

※ Non-Fungible Tokenの略語。代替の可能性のないブロックチェーン上のトークンです。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は29百万円であり、その主なものは、Eラーニング事業におけるブロックチェーン技術者育成カリキュラム・著作権等22百万円、及び法人向け学習管理システム「SLAP」の新規システム開発費用6百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2020年10月31日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、ノンコミットメント型ライセンス・オフリングに基づく新株予約権の無償割当てを行い、当該新株予約権の払込が2020年12月9日までに完了し、1,506百万円を調達いたしました。

また、当社は、2021年8月30日に第三者割当による新株予約権の発行を行い、当連結会計年度において181百万円の資金調達を行っております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である株式会社クシムソフトは、2021年4月1日に、同じく当社の連結子会社である株式会社クシムテクノロジーズを吸収合併いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である株式会社クシムインサイトは、2021年5月21日を効力発生日とした株式交換を行い、当社が保有する株式会社クシムソフトの全株式を取得することで、株式会社クシムソフトを株式会社クシムインサイトの完全子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループの企業価値を向上させ継続的に安定した成長を続けていくために以下を対処すべき課題として重点的に取り組んでまいります。

① 売上高の拡大と安定した収益基盤の確立

当社グループは、売上高の更なる拡大と安定した収益基盤の確立が最重要課題であると認識しております。

当社グループの強みは、企業における人材育成に必要な仕組みを1つのパッケージで実現する学習管理ソフトウェアの開発及び販売、豊富なeラーニング学習コンテンツの提供など、様々な教育ツールを取りそろえ一貫した教育サービスの提供ができることにあります。また、お客様の潜在的ニーズを的確に把握し、お客様の教育システム構築における提案力の高さも当社グループの強みであります。さらに、アカデミー事業における開発要員の派遣を通じて教育サービス分野のみならずお客様のIT環境の課題について総合的な提案ができること、さらにAI、IoT分野にも知見を広げサービスを提供していることであります。

営業基盤及びお客様サポート基盤の整備を強化し、現行のお客様のサービス向上、新規お客様への導入支援の改善に取り組むとともに、販売パートナーとの連携を強化することで売上高の更なる拡大と安定した収益基盤の確立を図ってまいります。

② 組織体制の強化と人材の育成

当社グループが継続的に企業価値を拡大していくためには、より高いサービ

スの提供と新しい製品の開発が不可欠であると考えております。そのためには、優秀な人材の採用と育成並びに組織体制の強化が重要であります。労働条件の改善や新しい雇用形態の導入を図り、働きやすい魅力ある職場作りに取り組むとともに、定期的に社内勉強会や外部研修を実施し、社員一人一人のスキルアップ強化を図り、バランスの取れた組織体制の構築に引き続き努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第23期 (2018年12月期)	第24期 (2019年10月期)	第25期 (2020年10月期)	第26期 (2021年10月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)		—	754,039	1,859,614	1,621,924
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		—	△5,641	40,240	△114,387
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)		—	△18,959	154,940	△362,697
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		—	△4.77	38.97	△49.72
純資産 (千円)		—	1,350,000	1,547,829	3,066,099
総資産 (千円)		—	1,858,294	2,381,177	3,794,225

- (注) 1 第24期より連結計算書類を作成しておりますので、第23期の状況は記載しておりません。  
 2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 3 第24期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2019年10月31日までの10カ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第23期 (2018年12月期)	第24期 (2019年10月期)	第25期 (2020年10月期)	第26期 (2021年10月期) (当事業年度)
売上高 (千円)		1,101,047	754,039	1,029,157	749,469
経常利益又は経常損失 (△) (千円)		120,750	36,246	40,082	△179,109
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)		△69,078	22,928	19,999	△382,595
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		△17.37	5.77	5.03	△52.45
純資産 (千円)		1,380,180	1,391,888	1,400,566	2,983,495
総資産 (千円)		1,731,230	1,678,047	1,679,873	3,235,677

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第23期につきましては、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。  
 3 第24期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2019年10月31日までの10カ月間となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
株式会社クシムソフト	千円 50,000	% 100	コンピュータシステムの企画、開発、販売並びに運用管理及び保守に関する業務等
株式会社クシムインサイト	10,000	100	暗号資産に関するシステムの研究、開発、販売及びコンサルティング、暗号資産の投融資、運用事業等
株式会社ケア・ダイナミクス	10,000	100	介護・リハビリロボット、農業ICTの企画、開発、販売等
株式会社イーフロンティア	100,000	99.9	3DCGソフトウェア、動画制作、ゲームソフトの企画開発販売等

(注) 1 株式会社クシムソフトの株式は、株式会社クシムインサイトを通じての間接所有となっております。

2 株式会社ケア・ダイナミクスの株式は、株式会社クシムソフトを通じての間接所有となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年10月31日現在)

事業内容	主要製品
Eラーニング事業	<ul style="list-style-type: none"><li>法人向け学習管理システム 「iStudy LMS」 「SLAP」</li><li>各種研修講座・サービス</li><li>研修・eラーニングコンテンツ</li><li>ビデオ収録・映像配信 (2021年6月末にて廃止)</li></ul>
アカデミー事業	<ul style="list-style-type: none"><li>有料職業紹介サービス 「iStudy ACADEMY」</li><li>IT技術者の紹介および派遣事業</li><li>フリーランスマッチング事業</li></ul>
インキュベーション事業	<ul style="list-style-type: none"><li>システムの受託開発</li><li>経営および各種コンサルティング事業</li><li>投融資業</li></ul>

(12) 主な事業所（2021年10月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

株式会社クシムソフト	東京都港区
株式会社クシムインサイト	東京都港区
株式会社ケア・ダイナミクス	東京都港区
株式会社イーフロンティア	東京都港区

(13) 従業員の状況（2021年10月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
67名	7名減

(注) 1 上記従業員数には、契約社員2名が含まれております。

2 当社グループ外への出向者を除いております。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
13名	—	37.7歳	5.1年

(注) 上記従業員数には、契約社員2名が含まれております。

(14) 主要な借入先の状況（2021年10月31日現在）

借 入 先	借 入 残 額
株式会社商工組合中央金庫	153,942 千円
株式会社日本政策金融公庫	147,020
株式会社みずほ銀行	36,500
株式会社りそな銀行	31,976

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,985,036株（自己株式28,337株を含む。）  
 (3) 株主数 11,348名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	209,400株	2.63%
吉 田 昌 勇	179,400株	2.25%
楽 天 証 券 株 式 会 社	123,000株	1.54%
M L I S T O C K L O A N	95,300株	1.19%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	94,300株	1.18%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	77,500株	0.97%
森 澤 武 士	70,000株	0.87%
元 重 雄 太	66,000株	0.82%
谷 政 信	60,000株	0.75%
大 谷 真 登	53,000株	0.66%

(注) 持株比率は、自己株式28,337株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が3,980,436株、資本金及び資本準備金がそれぞれ839,265,116円増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年10月31日現在）

#### (1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第7回新株予約権	
発行決議日		2019年7月11日	
新株予約権の数		750個 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	75,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり	66,400円 (1株あたり 664円)
権利行使期間		2021年7月13日 ~ 2024年7月12日	
行使の条件		新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	650個
		目的となる株式数	65,000株
		保有者数	4人
	社外取締役	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	10,000株
		保有者数	1人
	監査等委員である取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人

#### (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等の状況

当社は、2021年8月12日開催の当社取締役会において、WCP/I投資事業組合を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権（停止要請条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議し、2021年8月30日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

		第9回新株予約権	
発行決議日		2021年8月12日	
割当日		2021年8月30日	
割当先及び割当方法		WCP/I投資事業組合に対する第三者割当方式	
権利行使期間		2021年8月31日 ~ 2023年8月31日	



新株予約権の数	18,600個 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,860,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個につき692円
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 414.9円 下限行使価額 231円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
当事業年度末日までに権利行使された新株予約権の累計個数	4,940個
当事業年度末日における新株予約権の数	13,660個
その他	<p>当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生日後、当社とWCP/I投資事業組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で締結した買取契約において合意しております。</p> <p>①当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること</p> <p>②割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取る</p> <p>③割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと</p>

#### 4. 会社役員に関する事項（2021年10月31日現在）

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 川 博 貴	(株)フィスコ経済研究所 取締役 (株)カイカエクスチェンジホールディングス 取締役 (株)クシムソフト 代表取締役社長 (株)フィスコ 取締役 (株)クシムインサイト 代表取締役社長 (株)ケア・ダイナミクス 代表取締役社長 (株)CAICA DIGITAL 取締役 (株)イーフロンティア 取締役
取 締 役	伊 藤 大 介	(株)クシムインサイト 取締役 (株)CAICA DIGITAL 取締役 (株)イーフロンティア 取締役
取 締 役	佐 藤 元 紀	(株)ケア・ダイナミクス 取締役 (株)フィスコ 取締役 (株)シャンティ 取締役 (株)CAICA DIGITAL 取締役 (株)フィスコ・コンサルティング 代表取締役
取 締 役	鈴 木 伸	(株)CAICA DIGITAL 代表取締役社長 (株)カイカエクスチェンジ 取締役 (株)カイカエクスチェンジホールディングス 取締役 (株)CAICAテクノロジーズ 代表取締役社長 (株)CAICAデジタルパートナーズ 代表取締役社長 カイカ証券(株) 取締役 (株)クシムソフト 取締役 (株)クシムインサイト 代表取締役副社長 (株)ネクス 取締役
取 締 役	岩 野 裕 一	(株)實業之日本社 代表取締役社長 (株)レジストアート 取締役 (株)スケブ 代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	山 口 健 治	SJ ASIA PACIFIC LIMITED Director カイカ証券(株) 取締役 EWARRANT INTERNATIONAL LTD. Director EWARRANT FUND LTD. Director (株)CAICA DIGITAL 代表取締役副社長 (株)カイカエクスチェンジ 取締役 (株)CAICAテクノロジーズ 取締役 (株)ネクス 取締役
取 締 役 (監査等委員)	望 月 真 克	(株)フィスコ 監査役 (株)クシムインサイト 監査役
取 締 役 (監査等委員)	小 川 英 寿	(株)クシムソフト 監査役 (株)ケア・ダイナミクス 監査役 (株)OGAWA 代表取締役

- (注) 1 取締役岩野裕一氏、監査等委員望月真克氏及び監査等委員小川英寿氏は社外取締役であります。
- 2 取締役岩野裕一氏、監査等委員望月真克氏及び小川英寿氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
- 3 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。
- 4 監査等委員山口健治氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に關す

る相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月25日開催の取締役会の決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とします。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成することとします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された賞与額を、毎年一定の時期に支給有無も含め決定します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、ストック・オプションとします。各事業年度の連結営業利益および役割貢献度、付与時の株価水準を基準に算出して一定数を付与するものとしします。（付与しない期もあります）。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触するような行為が認められた際には、ストック・オプションの全部または一部の行使制限をすることがあります。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の報酬構成割合および役位ごとの報酬額については、その客観性と妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえた上で取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもつぎ代表取締役社長中川博貴がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、中川氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。なお、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとしします。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	30,898 (3,892)	25,453 (3,166)	— (—)	5,444 (725)	5 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6,000 (3,600)	6,000 (3,600)	— (—)	— (—)	3 (2)

（注）1 非金銭報酬等は、ストック・オプションの当期の費用計上額を記載しており、その決定方針は「① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当該ストック・オプションの内容及び当事業年度末時点の保有状況は、「3. (1) 当事業年度末

に当社役員が保有している新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額120,000千円と決議されております。当該決議に係る会社役員の数2名であります。
- 3 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円と決議されております。当該決議に係る会社役員の数3名であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役岩野裕氏は株式会社實業之日本社の代表取締役社長、株式会社レジストアートの取締役、及び株式会社スケブの代表取締役会長を兼職しております。このうち、当社は、株式会社レジストアートと資本業務提携を行っております。なお、当社と株式会社實業之日本社及び株式会社スケブとの間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役望月真克氏は株式会社フィスコの監査役を兼職しております。なお、当社は株式会社フィスコと資本業務提携を行っているほか、同社との間に企業レポート制作の外注や、出向者の受入等の取引があります。

社外取締役小川英寿氏は株式会社OGAWAの代表取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社OGAWAとの間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### 1. 取締役 岩野 裕一

当事業年度において開催された取締役会28回中28回出席し、経営全般に関する事項のほか、事業計画に関する事項に対して質問や意見を述べました。出席した取締役会において、会社経営における豊富な経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### 2. 取締役 望月 真克

当事業年度において開催された取締役会28回中28回出席し、事業内容に関する事項のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回中18回出席し、業務監査、会計監査への状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、管理部門における専門的な知識や豊富な経験を活かし、社外取締役として当社の経営に対し監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### 3. 取締役 小川 英寿

当事業年度において開催された取締役会28回中28回出席し、事業内容に関する事項のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回中18回出席し、業務監査、会計監査への状況に対して意見を述べました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に司法書士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経

営に対し監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,368千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24,368千円

- (注) 1 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i) 当社は、当社の企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コン

プライアンスの徹底が必要不可欠であると考えます。

- ii) 取締役並びに使用人に法令・定款の遵守を徹底するために、社長直轄のもとコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに学習機会を定期的に設けて周知徹底を行います。
- iii) 当社は定期的に実施する内部監査により業務状況を把握し、業務の実態が法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ合理的に行われているかを監査し、資産の保全に資することと共に業務改善活動に努めます。
- iv) 当社は、コンプライアンス体制の維持・確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けます。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行いません。
- v) 当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を構築します。

## ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については、文書管理規程に、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録は、取締役会規程等各規程に基づき定められた期間保存します。また必要に応じて取締役が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の事業展開上様々な危険に対して対処すべく、社長を委員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制、方針及び施策等を総合的に検討し取締役会に答申を行います。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は8名の取締役で構成され、取締役会付議・取締役会規則に則り会社の業務執行を決定します。
- ii) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項や重要顧客案件の報告、相談を行い業務執行状況の掌握、監督を行います。また、取締役及び各部門長による経営会議を必要に応じて開催し、執行計画の進捗管理等の推進を行っており、四半期に1回、全社員を招聘した報告会を開き、業績目標に対する進捗を共有しています。

## ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保す

るための体制

親会社等と当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜、情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築します。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行います。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員会の意見に基づき実施します。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会の報告に関する体制

- i) 監査等委員は、取締役会、経営会議、四半期毎に実施する営業戦略会議に出席し、重要な報告を受けます。
- ii) 稟議案件の査閲、月次の財務データ等の閲覧により業務執行状況を把握します。
- iii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査等委員に報告します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとります。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門により当事業年度の全体統制及び業務運用統制について内部監査を実施しました。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の資料及び議事録は、セキュリティが確保された場所で適切に保管されていることを確認しました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「事業継続計画書」に基づく安否確認情報システムの更新を行いました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス担当部門による全体統制の内部監査において取締役会の議事録を確認いたしました。

⑤ 会社並びに親会社及び関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

該当事項はありません。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当事項はありません。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会の報告に関する体制

コンプライアンス担当部門で、2020年11月1日以降に開催された取締役会28回すべてに監査等委員が出席していることを確認いたしました。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、会計監査人と定期的な会合を4回開催し情報交換しました。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた取り組み

#### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じます。

#### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取り組みを行います。
- ii) 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消します。
- iii) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じます。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主に対する配当につきましては経営基盤の安定と将来の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案した上で、配当を行うこととしております。

当事業年度につきましては、大幅な赤字決算を計上することとなったため、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,962,212</b>	<b>流動負債</b>	<b>283,598</b>
現金及び預金	1,692,245	買掛金	30,991
売掛金	103,736	短期借入金	30,000
商品及び製品	38,793	1年内返済予定の長期借入金	64,446
原材料及び貯蔵品	5,386	未払法人税等	14,491
その他	122,049	前受収益	48,655
		賞与引当金	14,725
		返品調整引当金	3,794
		その他	76,494
<b>固定資産</b>	<b>1,832,012</b>	<b>固定負債</b>	<b>444,526</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,494</b>	長期借入金	274,992
建物及び構築物	3,498	繰延税金負債	114,682
工具、器具及び備品	9,996	その他	54,852
<b>無形固定資産</b>	<b>286,188</b>	<b>負債合計</b>	<b>728,125</b>
ソフトウェア	96,600	(純資産の部)	
のれん	188,421	<b>株主資本</b>	<b>2,776,306</b>
その他	1,166	資本金	1,545,205
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,532,329</b>	資本剰余金	1,507,103
長期貸付金	288,000	利益剰余金	△263,326
投資有価証券	1,173,252	自己株式	△12,676
敷金及び保証金	6,609	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>262,581</b>
繰延税金資産	3,839	その他有価証券評価差額金	262,581
その他	60,628	新株予約権	27,211
		<b>純資産合計</b>	<b>3,066,099</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,794,225</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,794,225</b>

# 連結損益計算書

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,621,924
売 上 原 価		1,242,711
売 上 総 利 益		379,212
販売費及び一般管理費		513,910
営 業 損 失		134,697
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,999	
無 効 ユ ニ ッ ト 収 入	705	
助 成 金 収 入	23,155	
そ の 他	3,076	32,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,538	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	9,653	
そ の 他	435	12,627
経 常 損 失		114,387
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	366	366
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,442	
ラ イ セ ン ス 廃 棄 損	178	
事 業 撤 退 損	41,456	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	184,997	237,075
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		351,095
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,012	
法 人 税 等 調 整 額	4,589	11,601
当 期 純 損 失		362,697
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		362,697

# 貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,417,900	流動負債	100,177
現金及び預金	1,309,165	買掛金	8,233
売掛金	12,683	1年内返済予定の長期借入金	20,328
原材料及び貯蔵品	990	未払金	9,346
前払費用	5,672	未払法人税等	12,864
その他	89,388	預り金	767
		前受収益	47,764
		その他	874
固定資産	1,817,777	固定負債	152,004
有形固定資産	10,533	長期借入金	37,322
建物	1,378	繰延税金負債	114,682
工具、器具及び備品	9,154	負債合計	252,181
無形固定資産	97,695	(純資産の部)	
ソフトウェア	96,356	株主資本	2,663,354
その他	1,339	資本金	1,545,205
投資その他の資産	1,709,547	資本剰余金	1,507,103
投資有価証券	933,176	資本準備金	1,286,333
関係会社株式	516,105	その他資本剰余金	220,770
関係会社長期貸付金	250,000	利益剰余金	△376,278
敷金及び保証金	5,355	利益準備金	100
その他	4,910	その他利益剰余金	△376,378
資産合計	3,235,677	繰越利益剰余金	△376,378
		自己株式	△12,676
		評価・換算差額等	292,929
		その他有価証券評価差額金	292,929
		新株予約権	27,211
		純資産合計	2,983,495
		負債及び純資産合計	3,235,677

# 損 益 計 算 書

(自 2020年11月 1日 至 2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		749,469
売 上 原 価		645,379
売 上 総 利 益		104,090
販売費及び一般管理費		287,891
営 業 損 失		183,800
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,343	
受 取 配 当 金	7,914	
無 効 ユ ニ ッ ト 収 入	705	
助 成 金 収 入	1,318	
そ の 他	543	14,825
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	480	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	9,653	10,133
経 常 損 失		179,109
特 別 損 失		
事 業 撤 退 損	41,456	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	184,997	
固 定 資 産 除 却 損	675	
ラ イ セ ン ス 廃 棄 損	178	227,308
税 引 前 当 期 純 損 失		406,417
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,726	
法 人 税 等 調 整 額	△25,549	△23,822
当 期 純 損 失		382,595

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

株式会社クシム  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安河内 明

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クシムの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クシム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月17日

株式会社クシム  
取締役会 御中

UHY東京監査法人  
東京都品川区  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安河内 明

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クシムの2020年11月1日から2021年10月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に関しても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月20日

株式会社クシム 監査等委員会

監査等委員	山口 健 治 ㊟
監査等委員	望 月 真 克 ㊟
監査等委員	小 川 英 寿 ㊟

(注) 監査等委員望月真克及び小川英寿は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 発行可能株式総数の変更

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条について、発行可能株式総数を現行の16,000,000株から32,000,000株に変更するものであります。

##### (2) 事業目的の追加

今後の事業展開の多様化に対応するため事業目的を追加するものであります。

##### (3) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が認められたことに伴い、現行定款第11条に所要の変更を加えるものであります。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更しようとするものであります。

なお、第11条の定款変更の効力は、本議案の承認に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

## 2. 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。</p> <p>1～10 (条文省略) (新設)</p> <p>11. 企業における求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング 12. 経営コンサルティング 13. 投融資事業 (新設) (新設) (新設)</p> <p>14. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>16,000,000株</u>とする。</p> <p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。</p> <p>1～10 (変更なし) <u>11. デジタルマーケティング、webプロモーションによる販売促進事業</u> <u>12. 企業における求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング</u> <u>13. 経営コンサルティング</u> <u>14. 投融資事業</u> <u>15. 暗号資産の投融資事業</u> <u>16. 暗号資産に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング</u> <u>17. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守およびコンサルティング</u> 18. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>32,000,000株</u>とする。</p> <p>(招集の時期及び方法) 第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。 <u>② 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>第11条の変更は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 株式交換契約承認の件

当社とチューリング株式会社（以下、「チューリング」といい、当社とチューリングを総称して「両社」といいます。）は、当社を株式交換完全親会社、チューリングを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することについて、2021年12月20日開催の取締役会において決議し、同日に株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約についてご承認をいただきたく存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりであります。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載の通り、中期経営計画を羅針盤に事業推進を図り、M&A及び資本業務提携などの積極的な事業投資を進めております。とりわけ、実績のあるブロックチェーン技術者育成カリキュラムを事業資産として取得するなど、ブロックチェーンという成長分野へ経営資源の投下を加速しており、ブロックチェーン技術領域に立脚するサービスカンパニーへと事業ドメインの転換を図る考えであります。このことを当社は、「ブロックチェーンサービスカンパニー構想」として位置付け、この度、新たな中期経営ビジョンとして掲げるに至りました。

チューリングは、ブロックチェーン技術や暗号理論を用いたR&D、システム受託開発、アプリケーション開発、暗号資産開発を実現するスタートアップ企業です。2019年の設立以来、暗号資産交換所の改善計画策定、暗号資産のレンディングサービスプラットフォームの開発やNFT Market Placeの開発、その他トークン及びスマートコントラクト開発またはトークン販売のコンサルティングなどを実施してまいりました。同社の創業メンバーであり取締役COOである橋本欣典氏は、東京大学大学院経済学研究科金融システム専攻を修了後、株式会社日本取引所グループの株式会社日本証券クリアリング機構にてクオンツ・アナリストとしてIRS、CDS、上場デリバティブ、現物株の証拠金アルゴリズムの高度化に従事した金融工学のスペシャリストでありながら、暗号資産交換所を運営する株式会社bitFlyerの経営戦略部にて、デリバティブ商品設計、暗号資産AML体制構築などに関わり、株式会社BUIDL（現Securitize Japan株式会社）にてリサーチャーとして暗号資産交換業向けコンサルティング、アドレストラッキングツールのアルゴリズムを開発するなどの暗号資産領域におけるトップエンジニアでもあります。同社は、橋本氏の牽引の下に、20数名の優秀な若きブロックチェーンエンジニアとのネットワークを構築しつつ同社株主としても参画してもらい、上述した先端技術を要する高度なプロジェクトによる実績を積み重ねながら、企業価値向上に向

けて一体感のある組織運営をしてまいりました。

このような状況の中、チューリングは、2018年に暗号資産であるトークンとして発行され海外暗号資産交換所であるLiquid、BITTREX GLOBALにて取引されているCosplay Token（以下「COT」といいます。）の国内及び海外の暗号資産交換所におけるInitial Exchange Offering（以下「IEO」といいます。）を目的とする総合支援、IEO後の健全な市場形成を支援する独占コンサルティングを行っております。チューリングは、2021年より同様のビジネスモデルで他にも複数の暗号資産価値向上プロジェクトに携わっておりまして、具体的には①日本及び海外のユーザー100万人以上が利用するイラストクリエイター向けプラットフォームサービス内での利用を企図したトークンプロジェクト、②モバイルソーシャルゲームサービス運営会社とのゲーム内で利用を目指すトークンの開発、③成長途上であるゼロ知識証明を活用したレイヤー2ブロックチェーンのSaaS化に向けた実装を目指すトークン開発のプロジェクトラインがございます。それらの暗号資産のInitial Coin Offering（以下「ICO」といいます。）またはIEOを支援することを目的として、暗号資産に新たな機能や価値を付加する技術的なサポートを行い、暗号資産そのもののバリューの向上、リノベーションを創出するユニークなビジネスモデルと成長ポテンシャルを兼ね備えている企業であります。

また、チューリングは2021年12月30日の効力発生を予定とし、株式会社SEVENTAGE（本社：東京都世田谷区、代表取締役：丸山将旭 以下、「SEVENTAGE」といいます。）を株式交付により子会社化することを決定しております。SEVENTAGEは、設立以来ブロックチェーン技術を用いたブロックチェーンゲームの開発及び運用をしているスタートアップベンチャーであり、激闘体験型ブロックチェーンRPG『CHOJO -CryptoGirlsArena-』を主たるプロダクトとしております。

クシムは、2022年10月期を最終年度とする中期経営計画に対してM&Aを基本戦略とした企業価値向上を目指しておりますが、当社が掲げた中期経営計画には程遠い状況であり、より強力なダイナミックケイパビリティとして戦略資産の獲得が必要であるとの考えに至りました。

以上検討の結果、総合的に判断し、同技術領域のフロントランナーであるチューリングとの利害関係を完全に一致させる組織統合案に至りました。クシムは、資金面を中心としたクシムグループの経営資源を最大限活用することで、チューリングの企業価値最大化に向けた取り組みを加速化させ、ひいてはクシムグループ全体の業績と企業価値向上の最大化を促すには、チューリングを完全子会社化することが最善との判断に至ったことから、チューリングに対して、本株式交換による完全子会社化に係る提案を行いました。

両社は、完全子会社化の方法として、本株式交換の対価としてクシムの普通株式（以下「クシム株式」といいます。）がチューリングの株主の皆様へ交付されることにより、株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の



実行を通じて期待されるシナジー効果や、これによるクシムグループ全体の企業価値の向上の効果を享受する機会をチューリングラムの株主の皆様に対して提供できる一方で、流動性の高いクシム株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、本株式交換のスキームを選択することが望ましいとの判断に至りました。

以上の点を踏まえて、両社において総合的に検討した結果、クシム及びチューリングラムは、本株式交換によりチューリングラムがクシムの完全子会社となること、両社の企業価値の向上に資するものであり、双方の株主にとっても有益なものであるとの認識で一致したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、両社の取締役会において本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

当社がチューリングラムと締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写し）

株式会社クシム（以下「甲」という。）及びチューリングラム株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2021年12月20日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号：株式会社クシム

住所：東京都港区南青山六丁目7番2号

乙 商号：チューリングラム株式会社

住所：東京都千代田区神田鍛冶町3丁目7番地神田カドウチ2階

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、

甲を除く。以下「本割当対象株主」という。) に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に5.26を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。ただし、乙が実施する2021年12月27日を基準日及び効力発生日とする株式分割(1株を1,000株に分割する)(以下「乙株式分割」という。)が中止された場合には、乙の普通株式の数の合計数に5,260を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式5.26株(乙株式分割が中止された場合には5,260株)の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

#### 第4条(資本金及び準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金はゼロとし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条(本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年3月2日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第6条(株式交換契約の承認)

1. 甲及び乙は、2022年1月27日開催の定時株主総会において、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、株式交換手續の進行に応じ必要があるときは、甲は、乙と協議の上、この期日を変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び株式交換に必要な事項に関する株主総会決議による承認を求めるものとする。

#### 第7条(自己株式の消却)

乙は、基準時において乙が保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む)の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

#### 第8条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。なお、乙株式分割及び2021年12月30日を効力発生日とする乙を株式交付親会社、株式会社SEVENTAGEを株式交付子会社とする株式交付を実施することは、甲は予め同意するものとする。

#### 第9条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、本契約につき甲又は乙のいずれかについて、第6条に定める株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

#### 第11条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙各代表者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2021年12月20日

甲 所在地：東京都港区南青山六丁目7番2号  
会社名：株式会社クシム

代表者：代表取締役 中川博貴 ㊟

乙 所在地：東京都千代田区神田鍛冶町3丁目7番地  
神田カドウチ2階  
会社名：チューリングム株式会社  
代表者：代表取締役 三瀬修平 ㊟

### 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

#### (1) 株式交換対価の相当性に関する事項

##### ①本株式交換に係る割当の内容

	クシム (株式交換完全親会社)	チューリングム (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当て比率	1	5.26
株式交換により交付する株式数	クシムの普通株式5,406,270株(予定)	

##### (注1) 株式の割当比率

チューリングム株式1株に対して、当社の普通株式5.26株を割当交付いたします。なお、かかる割合は、チューリングムが予定している、2021年12月27日を基準日・効力発生日とし、1株を1,000株とする株式分割の効力が生じることを前提としており、かかる株式分割が行われない場合には、チューリングム株式1株に対して、当社の普通株式5,260株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するチューリングム株式(2021年12月20日現在235株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはチューリングムの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、両社は、協議し合意の上、この株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)を変更することがあります。なお、チューリングムは、上記の株式分割に加えて2021年12月30日を効力発生日としてSEVENTAGEを株式交付により子会社化することを決定しております。これらの効力発生が予定通りなされた場合のチューリングムの発行済株式数は1,262,808株となり、その場合の当社の保有株数は235,000株でございます。

##### (注2) 本件株式交換により交付するクシム株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終のチューリングムの株主名簿に記載または記録されたチューリングムの株主の皆様(ただし、当社を除きます。)に対し、チューリングムの普通株式に代わり、その有するチューリングムの普通株式の株の合計に5.26を乗じて得た数の当社の

普通株式を交付する予定です。なお、チューリングが予定している2021年12月27日を基準日・効力発生日とし、1株を1,000株とする株式分割の効力が生じることを前提としており、かかる株式分割が行われない場合には、チューリングの普通株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に、チューリング株式1株に対して、当社の普通株式5,260株を割当交付いたします。割当交付するクシム株式には、新たに発行するクシム株式を使用する予定です（ただし、クシムの判断により、上記に従い割当交付されるクシム株式の一部として、クシムが保有する自己株式を充当する可能性があります。）。

なお、チューリングは本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、チューリングが基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってチューリングが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付するクシム株式の総数については、チューリングによる自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるチューリングの株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。

##### 単元未満株式の買取り制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端株の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるチューリング株主の皆様に対しましては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

### ②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### (ア) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社監査等委員会からの株式交換におよぶ前提条件と子会社化後の「のれん代」

の償却等による税務会計上の留意と特別利害関係者を含むガバナンスの安定に関する指摘事項等々を考慮したうえで、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、本日開催された取締役会において、本株式交換契約の締結を決議いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において、当社またはチューリンガムの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生または判明した場合は、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、両社は、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

#### (イ) 算定に関する事項

##### A. 算定機関の名称及び両社との関係

当社は株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を担保するため、両社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「TFA」といいます。）に算定を依頼いたしました。

TFAは、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### B. 算定の概要

TFAは、当社については、東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値）を採用し算定を行いました。チューリンガムについては、同社と類似する事業を営む想定類似会社が0社であったため、類似会社比準法の適用が困難であることから、類似会社比準法を不採用といたしました。加えて、チューリンガムの将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なお、チューリンガムが予定している2021年12月27日を基準日・効力発生日とし、1株を1,000株とする株式分割の効力が生じることを前提としております。

TFAが各評価手法に基づき算出した株式交換比率（チューリンガムの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当数）は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率
------	--------

クシム	チューリングム	クシム	チューリングム
市場株価法	D C F 法		
305円 ~ 409円	1,481円 ~ 1,810円	1	3.62 ~ 5.93

当社は、上記の株式評価額の範囲のうち、当社については株式交換契約締結日の前日にあたる2021年12月17日の市場終値305円を採用し、チューリングムについては中央値の株価1,645.50円を採用した場合の株式交換比率に対して、さらに2.5%のディスカウント交渉を行った結果5.26（小数点3位以下を切り捨て）を本株式交換の交換比率として採用するに至りました。

TFAは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でTFAに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、TFAは、両社とその子会社・関連会社の資産または負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。TFAによる株式交換比率の算定は、チューリングム及びSEVENTAGEの中期事業計画（2022年12月期～2025年12月期）及び直近までの業績動向などを考慮した財務予測について、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

また、D C F 法においては、チューリングム及びSEVENTAGEが作成した中期事業計画の予測期間である2022年12月期～2025年12月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、割引率は7.927%を採用しております。加えて、上記D C F 法による算定の基礎となるチューリングムの財務予測には、今後の新型コロナウイルス感染拡大等に伴う、事業運営への影響や当社の完全子会社化によるシナジー効果などは考慮しておりません。

なお、TFAがD C F 法の前提としたチューリングム及びSEVENTAGEの中期事業計画においては、チューリングムによるCOTのIEO支援などの複数の暗号資産価値向上プロジェクトによって獲得するトークン売却収益、及び、秘匿化・ゼロ知識証明などの特徴を持つブロックチェーン開発プロジェクトへの参画による収益を主要な要因とする財務予測が含まれております。

チューリングム及びSEVENTAGEの2022年12月期～2025年12月期の財務予測

は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	1,067	1,331	1,207	517
営業利益	610	722	670	215
フリー・キャッシュ・フロー	456	502	466	150

本財務予測において、2022年12月期より収益化が期待されるプロジェクトが存在しているという理由により各指標は大幅に増加しております。これらのプロジェクトについては、各デュー・デリジェンス（財務、法務、及びビジネス）を通じて、その詳細内容を確認及び検証した上で、その実現の程度について当社が適切なストレス値を割引率として反映させた上で、各指標の算出をいたしました。とりわけ、チューリングが支援するCOTのIE0プロジェクトについては、2021年7月に国内暗号資産交換所CoincheckのIE0事例であるPalette Token（マンガやアニメ、スポーツ、音楽をはじめとするエンターテインメント領域に特化したNFTプラットフォーム「Palette（パレット）」で利用される、ERC20準拠の暗号資産）のIE0後の価格形成を類似事例として分析しております。Palette Tokenは、IE0事前抽選販売価額4.05円に対して、IE0後1ヶ月内に100円に迫り、現在も50円前後の時価で取引されております。この事例を参照の上、2022年～2023年の収益計上を予測しているCOTのIE0プロジェクトの実現性を評価し、また、LiquidやBITTREX GLOBALにおける現在のCOT取引時価の推移も踏まえて裏付けとなる計画根拠の検証をいたしました。

なお、本財務予測期間の最終となる2025年12月期の各指標が大きく減少する理由は、その予測期間が長期に渡ること、及び、チューリングはR&D企業であることを鑑み、収益の実現可能性の観点でSpecificな収益プロジェクトに限定して財務予測値に反映することが適切であると判断し、当社が一定のストレスをかけたことによるものです。

当社は、チューリング及びSEVENTAGEの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通し、並びに、外部調査機関によるブロックチェーン技術をはじめとする分散型ネットワーク関連の市場規模の成長見通し等も踏まえて慎重に検討を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率は妥当な範囲であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。



(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となるチューリングムは非上場会社であることから、該当事項はありません。

(エ) 公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換の検討にあたって、当社が既にチューリングム株式235株（2021年10月31日現在の発行済株式の総数1,200株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして19.53%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有していることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。なお、チューリングムは2021年12月27日を効力発生日として、1株に対して1,000株の株式分割の後に、同月30日を効力発生日としてSEVENTAGEを株式交付により子会社化することを決定しております。これらの効力発生日が予定通りなされた場合のチューリングムの発行済株式数は1,262,808株となり、その場合の当社の保有株数は235,000株、その保有割合は18.60%でございます。

A. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関であるTFAから、2021年12月17日付で、株式交換比率にする算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」の「②算定の概要」をご参照ください。また、本株式交換の実施にあたり、チューリングム及びSEVENTAGEに対して財務デュー・デリジェンスを実施し、当社はその報告書を受領しております。なお、当社は、TFAから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、TFAの報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

B. 独立した法律事務所からの助言

クシムは、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人片岡総合法律事務所を選任し、本株式交換の手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。また、本株式交換の実施にあたり、チューリングム及びSEVENTAGEに対して法務デュー・デリジェンスを実施し、当社はその報告書を受領しております。なお、弁護士法人片岡総合法律事務所は、クシム及びチューリングムから独立しており、

両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、弁護士法人片岡総合法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われ、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

他方、チューリングムは、リーガル・アドバイザーとして東京国際法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法及び過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、東京国際法律事務所は、クシム及びチューリングムから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、東京国際法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

#### (オ) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案は、当社の全取締役（チューリングムの株主である中川博貴氏、伊藤大介氏、鈴木伸氏、岩野裕一氏を除きます。）の4名全員一致により承認可決されております。また、当社の監査等委員会は、本株式交換にあたり、以下利益相反関係を伴う特別利害関係人があることを鑑み、定時株主総会では丁寧の説明責任を果たす必要が有る旨の意見を述べております。なお、中川博貴氏（当社代表取締役社長兼チューリングム株主）、伊藤大介氏（当社取締役兼チューリングム株主）、鈴木伸氏（当社取締役兼チューリングム株主）、岩野裕一氏（当社社外取締役兼チューリングム株主）は、特別利害関係人として、利益相反を回避する観点から、いずれも当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

（注）当社代表取締役社長の中川博貴氏、当社取締役の伊藤大介氏、鈴木伸氏、当社社外取締役の岩野裕一氏の4名は、2021年1月19日にチューリングムの株式を譲り受けております。譲受価格は8,000円（発行済株式数1,200株を1,000株に分割する前）となっており、譲受の経緯については、チューリングムの当代表取締役の紅谷陽介氏がご自身の事業に集中する理由から、その保有株式を譲渡したいという相談がチューリングム取締役の橋本欣典氏に対して行われ、橋本氏は資本業務提携先かつ大株主の当社代表の中川氏に本相談を持ちかけました。その際、チューリングムと当社の円滑な提携関係の推進をするパートナーである伊藤氏も株式譲受に応じる意思を表示しております。また、同じく大株主の株式会社シークエッジジャパンホールディングスの代表の城丸修一氏は、岩野氏及び鈴木氏に対して、チューリングム株式を取得することに興味があるかを尋ねたところ、二人は保有の意思を表示したので株式譲渡が行われました。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金は、ゼロとし、増加する準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額とします。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めの内容の相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) チューリングガムの最終事業年度にかかる計算書類等の内容

株式交換完全子会社であるチューリングガムの最終事業年度にかかる計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト ([https://www.kushim.co.jp/ir\\_meeting/](https://www.kushim.co.jp/ir_meeting/)) において掲載しております。

(5) チューリングガムの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(6) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①当社

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、チューリングガムとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、チューリングガムを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年1月27日開催の当社第26回定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年3月2日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりであります。

②チューリングガム

チューリングガムは、2021年12月20日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、チューリングガムを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2022年1月27日開催の当社第26回定時株主総会の決議による承認を得た上で、2022年3月2日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
1	なかがわ ひろき 中川 博貴 (1981年7月27日生)	2014年7月 (株)ジェネラルソリューションズ (現(株)フィスコ) 取締役 2016年4月 (株)フィスコ・コイン (現(株)カイカ エクスチェンジ) 取締役 2016年5月 (株)フィスコ経済研究所取締役 (現 任) 2017年10月 (株)フィスコデジタルアセットグル ープ (現(株)カイカエクスチェンジ ホールディングス) 取締役 (現 任) 2017年10月 当社取締役 2018年6月 (株)レジストアート取締役 2019年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年10月 (株)エイム・ソフト (現(株)クシムソ フト) 代表取締役社長 (現任) 2019年11月 (株)東京テック (現(株)クシムソフ ト) 代表取締役社長 2019年11月 (株)ネクストエッジ (現(株)クシムソ フト) 代表取締役 2020年3月 (株)フィスコ取締役 (現任) 2020年3月 (株)C C C T (現(株)クシムインサイ ト) 代表取締役社長 (現任) 2020年5月 (株)ケア・ダイナミクス代表取締役 社長 (現任) 2020年7月 (株)C A I C A (現(株)C A I C A D I G I T A L) 取締役 (現任) 2021年1月 (株)イーフロンティア取締役 (現 任)	36	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
2	伊藤大介 (1979年2月6日生)	2002年4月 日本アジア投資㈱入社 2006年5月 フットセラピー㈱入社 2009年3月 ㈱チチカカ入社 2016年10月 ㈱實業之日本社事業開発本部長 2017年10月 当社取締役(現任) 2019年11月 ㈱東京テック(現㈱クシムソフト)取締役 2020年3月 ㈱C C C T(現㈱クシムインサイト)取締役(現任) 2020年7月 ㈱C A I C A(現㈱C A I C A D I G I T A L)取締役(現任) 2021年1月 ㈱イーフロンティア取締役(現任) 2021年12月 ㈱クシムソフト取締役(現任) 2021年12月 ㈱ケア・ダイナミクス取締役(現任)	18	なし
3	佐藤元紀 (1973年5月4日生)	2012年9月 ㈱ダイヤモンドエージェンシー(現㈱フィスコ)取締役 2014年3月 ㈱フィスコ取締役(現任) 2014年5月 CareOnline㈱(現㈱ケア・ダイナミクス)取締役(現任) 2014年7月 ㈱ジェネラルソリューションズ(現㈱フィスコ)代表取締役社長 2014年12月 ㈱シャンティ取締役(現任) 2018年1月 ㈱カイカ(現㈱C A I C A D I G I T A L)取締役(現任) 2019年3月 当社取締役(現任) 2019年12月 ㈱ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(現㈱フィスコ・コンサルティング)代表取締役(現任)	18	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
4	ナ 鈴 木 し 伸 (1968年3月5日生)	<p>1991年3月 ㈱ジャパンシステムクリエーション(現㈱CAICA DIGITAL)入社</p> <p>2005年4月 ㈱アイビート(現㈱CAICA DIGITAL)執行役員第一ソリューション開発本部長</p> <p>2008年4月 ㈱SJアルビース(現㈱CAICA DIGITAL)執行役員第二ソリューション事業部事業部長</p> <p>2009年8月 聯迪恒星(南京)信息系统有限公司取締役</p> <p>2013年1月 Care Online㈱(現㈱ケア・ダイナミクス)取締役介護情報システム部長</p> <p>2013年7月 ㈱カイカ(現㈱CAICA DIGITAL)国内事業統轄本部サービス事業本部長</p> <p>2014年4月 同社事業統轄本部第一事業本部本部長</p> <p>2016年4月 同社第一事業本部本部長</p> <p>2018年1月 同社代表取締役社長(現任)</p> <p>2018年12月 ㈱東京テック(現㈱クシムソフト)代表取締役</p> <p>2018年12月 ㈱C C C T(現㈱クシムインサイト)代表取締役社長</p> <p>2019年7月 当社取締役(現任)</p> <p>2019年8月 ㈱フィスコ仮想通貨取引所(現㈱カイカエクスチェンジ)取締役</p> <p>2019年10月 ㈱エイム・ソフト(現㈱クシムソフト)取締役</p> <p>2019年10月 ㈱カイカ分割準備会社(現㈱CAICAテクノロジーズ)代表取締役社長(現任)</p> <p>2019年11月 ㈱クシムテクノロジーズ(現㈱クシムソフト)取締役</p> <p>2020年3月 ㈱C C C T(現㈱クシムインサイト)代表取締役副社長</p> <p>2020年11月 ㈱CAICAデジタルパートナーズ代表取締役社長(現任)</p> <p>2021年1月 eワラント証券㈱(現カイカ証券㈱)取締役(現任)</p> <p>2021年2月 ㈱ネクス取締役(現任)</p> <p>2021年3月 ㈱Zaif Holdings(現㈱カイカエクスチェンジホールディングス)取締役(現任)</p> <p>2021年11月 ㈱カイカフィナンシャルホールディングス取締役(現任)</p> <p>2021年12月 ㈱カイカエクスチェンジ代表取締役副社長(現任)</p>	—	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
5	いわの ゆういち 岩野 裕一 (1964年9月15日生)	1987年4月 ㈱實業之日本社入社 2016年3月 同社代表取締役社長(現任) 2016年8月 ㈱アサカ代表取締役社長 2016年8月 ㈱サン・アート代表取締役社長 2017年6月 ㈱ジャパントリップ(現㈱ケーエムアイ)代表取締役 2019年3月 当社取締役(現任) 2019年6月 ㈱レジストアート取締役(現任) 2019年9月 ㈱ネクス・ソリューションズ取締役(現任) 2019年10月 ㈱ケーエムアイ取締役(現任) 2020年3月 ㈱サン・アート取締役(現任) 2021年2月 ㈱スケブ代表取締役会長(現任) 2021年4月 ㈱アサカ取締役(現任) 2021年11月 ㈱実業之日本デジタル代表取締役(現任)	—	なし
6	はしもと よしのり 橋本 欣典 (1989年8月23日生)	2014年4月 ㈱日本取引所グループ 日本証券クリアリング機構 2017年6月 ㈱SAS Institute Japan シニアコンサルタント 2018年4月 ㈱bitFlyer 事業戦略部 2019年2月 ㈱BUIDL(現㈱Securitize Japan)入社 2019年6月 チューリンガム㈱取締役(現任)	—	なし

- (注) 1 各候補者の所有する当社の株式の数には、クシムグループ役員持株会における持株数が含まれております。
- 2 岩野裕一氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は岩野裕一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 3 岩野裕一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年10ヶ月となります。
- 4 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに独立性について
- ① 岩野裕一氏は、会社経営者としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 岩野裕一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
  - ③ 岩野裕一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ④ 岩野裕一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ⑤ 岩野裕一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
  - ⑥ 岩野裕一氏が代表取締役社長を務める株式会社実業之日本社と当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。

- ⑦ 岩野裕一氏が代表取締役会長を務める株式会社スケブと当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
  - ⑧ 岩野裕一氏が代表取締役を務める株式会社実業之日本デジタルと当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について  
岩野裕一氏は、企業経営者としての経験を有するとともに、経済分野で広い知見を有しており経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の経営に反映していただくためであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の小川英寿氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (株)	当社との 特別の 利害関係
1	小川英寿 (1972年6月9日生)	1996年4月 島本司法書士事務所入所 2015年11月 司法書士資格取得 2016年4月 司法書士登録 2018年1月 行政書士資格取得 2019年4月 小川司法書士事務所開設 2019年12月 ㈱エイム・ソフト(現㈱クシムソフト) 監査役(現任) 2020年1月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2020年5月 ㈱ケア・ダイナミクス監査役(現任) 2020年6月 ㈱OGAWA代表取締役(現任) 2020年12月 行政書士登録	90	なし

(注) 1 候補者の所有する当社の株式の数には、クシムグループ役員持株会における持株数が含まれております。

2 小川英寿氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は小川英寿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

3 小川英寿氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要並びに独立性について

① 小川英寿氏は、司法書士及び行政書士としての知識・経験等を当社の経営に活かしていたため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

② 小川英寿氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

③ 小川英寿氏は、過去2年間に合併、吸収分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

④ 小川英寿氏が代表取締役を務める株式会社OGAWAと当社との間での取引は存在せず、同社が当社の事業上の意思決定に影響を及ぼすことは想定できませんので、同社は当社の主要な取引先に該当せず、今後も特定関係事業者には該当しないものと判断しています。

(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

小川英寿氏は、司法書士および行政書士としての豊富な経験、幅広い知見を有しており経営全般の監視と有効な助言をしていただき適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

5 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により補填することとしております。小川英寿氏は既に当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を保険期間終了後も更新することを予定しております。

(ご参考) 本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	候補者 番号	氏名	経営 経験	営業・マ ーケティ ング	ブロッ ク チェー ン 技術	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	コンプ ライア ンス
取締役 (監査等 委員であ るものを 除く)	1	中川 博貴	●	●	●			●
	2	伊藤 大介				●	●	●
	3	佐藤 元紀	●	●				
	4	鈴木 伸	●	●	●			
	5	岩野 裕一 社外	●				●	●
	6	橋本 欣典	●	●	●			
監査等委 員である 取締役	—	山口 健治	●			●	●	●
	—	望月 真克 社外					●	●
	1	小川 英寿 社外					●	●

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに当社および当社子会社の従業員に対して、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ適切であるとの意見を頂戴しております。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人数は、5名（うち社外取締役は1名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人数は6名（うち社外取締役は1名）となります。

### 1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の連結業績向上への貢献意欲と士気を一層高め、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的として、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに当社および当社子会社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

### 2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額

本議案は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額200百万円（うち社外取締役は10百万円）を、上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権として付与される報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに監査等委員以外の取締役（社外取締役含む）の各職責に応じた当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2016年1月21日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額120百万円以内とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するもの

であります。

### 3. 新株予約権の発行要領

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の目的である普通株式の数は、2,000,000株を上限とし、下記に従って付与株式数が調整される場合は、(2)の上限の数に調整後の付与株式数を乗じた数とする。

なお、当社が、新株予約権の割当を行った日（以下「割当日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は必要と認める付与株式の調整を行うことができる。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

20,000個を上限とする。

#### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しない。

#### (4) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式の処分をする場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が存続会社となる吸収合併をする場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より3年間の範囲内とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約、当社が分割会社となる新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会で承認されたとき）、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償にて取得することができる。

(10) 組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日直前において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

③ 交付する再編対象会社の新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（1）に準じて再編対象会社が決定する。

④ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）に従って定められる調整後行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ再編対象会社が合理的に決定する価額に、上記③に従って定められる当該新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 交付する再編対象会社の新株予約権を行使することができる期間

上記（５）に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（５）に定める権利行使期間の末日までとする。

⑥ 譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得の制限

譲渡による交付する再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件

上記（７）に準じて決定する。

⑧ 交付する再編対象会社の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（６）に準じて決定する。

⑨ 交付する再編対象会社の新株予約権の取得条項

上記（９）に準じて決定する。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、取締役会決議により定める。

以上

# 株主総会会場ご案内図

[会 場] : ザ ストリングス表参道  
3階「パークアヴェニュー」

東京都港区北青山三丁目6番8号  
TEL (03)5778-4186



## [交 通]

(地下鉄)

- 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車  
(B 5 出口より直結)

## [お願い]

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。